



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 ( " )	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 ( " )	1
○告示(漁業災害補償法による区域及び区分の定め)の一部改正 (水産政策課)	2
○道路の区域変更(3件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始(3件) ( " )	3
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	3
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託 (港湾・海岸課)	3
正 誤	
◎正誤(平19・4・13付け 目次ほか)	5

告 示

高知県告示第274号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成23年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日  
香美市立物部歯 香美市物部町大枡878番地3 平23・1・12

科診療所

楠井歯科 土佐清水市本町10-6 " 4・1  
有限会社サンフ 須崎市赤崎町7番21号 " " "  
アーマシーなご

み薬局

高知県告示第275号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日  
香美市立物部歯 香美市物部町大枡1115-2 平23・1・11  
科診療所

楠井歯科診療所 土佐清水市本町10-6 " 3・31

高知県告示第276号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成23年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成23年3月23日	株式会社四国調剤 高知市栄田町三丁目7番2号	四国調剤薬局南国店 南国市大塚甲1210-3 居宅療養管理指導
"	"	四国調剤薬局くれだ店 南国市久礼田101-13 介護予防居宅療養管理指導

**高知県告示第277号**

昭和49年10月高知県告示第523号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 小型漁船漁業の表中  
「高知県伊尾木川北」 高知県漁業協同組合の地区のうち旧伊尾木川北漁業協同組合の地区
- 1 主として機船船びき網を使用して営む漁業  
2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの」
- を  
「高知県伊尾木川北」 高知県漁業協同組合の地区のうち旧伊尾木川北漁業協同組合の地区
- 1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主として機船船びき網を使用して営む漁業  
2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1に掲げるもの以外のもの」
- に改める。

**高知県告示第278号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 西土佐松野  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐薮ケ市字ヲモヤダ57番1から 四万十市西土佐薮ケ市字ヲモヤダ56番1まで	前	4.2 } 5.0	30
	後	4.3 } 5.8	30
四万十市西土佐須崎字ショヲジダ996番から 四万十市西土佐須崎字クボヤシキ398番1まで	前	4.6 } 6.1	140
	後	8.2 } 8.8	140
四万十市西土佐須崎字クボヤシキ403番1から 四万十市西土佐須崎字クボヤシキ403番6まで	前	3.3 } 4.5	116
	後	6.5 } 6.7	116

**高知県告示第279号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本川大杉
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村高野字 オオトウ272番6から 土佐郡大川村高野字 土居268番2まで	前	11.0 }	385
	後	77.5	
	後	13.5 }	385
		77.5	

**高知県告示第280号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大川土佐
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村下小南 川字堂ノナロ88番1 から 土佐郡大川村下小南 川字堂ノナロ280番 2まで	前	8.0 }	115
		13.0	
	後	10.0 }	115
		18.5	

**高知県告示第281号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年5月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐藪ケ市字ヲ モヤダ57番1から 四万十市西土佐藪ケ市字ヲ モヤダ56番1まで	30	平成23年5月13日
四万十市西土佐須崎字ショ ラジダ996番から 四万十市西土佐須崎字クボ ヤシキ398番1まで	152	平成23年5月13日
四万十市西土佐須崎字クボ ヤシキ403番1から 四万十市西土佐須崎字クボ ヤシキ403番6まで	116	平成23年5月13日

**高知県告示第282号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年5月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本川大杉
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡大川村高野字オオト ウ272番6から 土佐郡大川村高野字土居 268番2まで	385	平成23年5月13日

**高知県告示第283号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年5月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大川土佐
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡大川村下小南川字堂 ノナロ88番1から 土佐郡大川村下小南川字堂 ノナロ280番2まで	115	平成23年5月13日

**高知県告示第284号**

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 土佐清水市三崎クボノダン1447番2地先から1443番地先に至る延長57メートルの道
- 2 土佐清水市大浜ナリトヲ289番1地先からエミトヲ309番2地先に至る延長102メートルの道

**高知県告示第285号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月13日

高知県知事 尾崎 正直

港湾名	港湾施設名	委託者		委託期間
		所在地	名称	
高知港	係留施設及び船舶給水施設並びに高知港第7ふ頭三里地区の港湾施設（係留施設及び給水施設を除く）	高知市仁井田字新港4700番地	高知フェーズ株式会社	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

	く。)			
須崎港	係留施設及び野積場	須崎市港町81番3	社団法人須崎埠頭協会	〃
下田港	係留施設及び野積場	四万十市下田1910番地15	下田海運協同組合	〃
宿毛湾港	宿毛湾港片島地区の係留施設及び野積場	宿毛市片島1番77号	片島地区長 有田 登	〃
	宿毛湾港大島地区の係留施設及び野積場	宿毛市大島6番24号	大島地区長 福岡 信義	〃
	宿毛湾港小筑紫地区の係留施設及び野積場	宿毛市小筑紫町小筑紫104番16	小筑紫地区長 小海 苗実	〃

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平19・4・13	8934	◎目次	1	左 (34)	◎ <u>道路法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立</u>	○道路法による兼用工作物の管理方法
		◎告示	5	右 (27～31)	道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定に基づき道路と臨港道路との兼用工作物の管理方法についての協議が成立したので、同条第6項の規定により次のとおり協議の内容を告示する。 なお、その関係図書は、高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。	道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定に基づき道路と臨港道路との兼用工作物の管理方法についての協議が成立したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。 なお、その関係図書は、高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において縦覧に供する。
				右 (38・39)	高知市五台山字五郎右衛門汐田624番1から仁井田字永野3893番1まで	高知市五台山字五郎右衛門汐田624番1から同市仁井田字永野3893番1まで
			6	左 (13)	平成19年4月1日から道路及び臨港道路の存続する日まで	平成19年4月1日から道路及び臨港道路の存続する期間
平22・12・28	号外49	◎訓令	6	左 (4～6)	別記別紙第2の1(1)中「常用漢字表（昭和56年10月内閣告示第1号）」を「常用漢字表（平成22年11月内閣告示第2号）」に改める。	別記別紙第2の1(1)中「常用漢字表（昭和56年10月内閣告示第2号）」を「常用漢字表（平成22年11月内閣告示第2号）」に改める。
平23・3・31	号外14	○公告	5	左 (43・44)	代表取締役 佐田 末喜	代表取締役 佐田 美喜
平23・4・26	9334	○目次	1	左 (33・34)	○一般競争入札（交通事故情報管理システムの借入れ）の公告	○一般競争入札（交通事故情報管理システム）の公告